

平成21年10月1日

日・ベトナム経済連携協定の発効について

本日、日・ベトナム経済連携協定が発効しました。経済産業省としては、両国間の経済関係の更なる充実に向け、本協定の適切な実施を図っていく所存です。

1. 本日、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（日・ベトナム経済連携協定）が発効しました。
2. この協定は、ベトナムとの間の経済上の連携を図るため、物品貿易の自由化及び円滑化、知的財産権の保護をはじめ、広範な分野について定めるものです。この協定の発効により、両国間における経済上の連携を構築することを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密になることが期待されます。
3. この協定は、我が国にとり、すでに発効しているシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン及びスイスとの経済連携協定に続き、11番目の経済連携協定となります。
4. 経済産業省としては、両国間の経済関係の更なる充実に向け、本協定の適切な実施を図っていく所存です。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局アジア大洋州課

担当者：小林、望月、黒岩

電話：03-3501-1511（内線3011）

03-3501-1953（直通）